

検討チーム 第9回検討会 主な検討課題  
～ リスク項目等の見直しについて ～  
(座長メモ)

1. 足元の具体的な見直しについての考え方

ソルベンシー・マージン比率（規制）の信頼性の向上

- ・ 消費者（保険契約者や将来の契約者）にとどまらず、マスコミ、マーケットも含めて、これまで例えば、400%水準を切ると漠然とした不安感が認識されてきたといわれているところ、今般の見直しにおいて、信頼水準の引上げによる精緻化・厳格化により、200%の持つ意味を、あるべき姿に近づけるべきではないか。
- ・ その際、契約者、マスコミ、マーケットに対して、新たな数値についての意味を十分に理解できるような措置を併せて講ずる必要があるのではないか。そうしたことには慎重かつきめ細かな配慮が必要であると考え、どのように対応すべきか。

リスク量測定（信頼水準）の目指すべき方向

- ・ 経済価値ベースで保険会社のソルベンシーを評価する規制を目指すべきことは、検討チームにおいて一致していると認識している。そのスピード感や困難さには温度差があるものの、保険会社各社の経営陣自らがその重要性を認識し、自社のリスク管理の高度化を目指す後押しとして、取組みには十分なスピード感が必要ではないか。
- ・ 目指すべきソルベンシー規制における統合的リスク量の測定の信頼水準については、国際的な動向を踏まえつつ、あるべき論としても、99.5%（200年に一度）、99%（100年に一度）、98%（50年に一度）のどの水準がよいか、明確に定めた上で目指すというまで議論が尽くされた訳ではないが、やはり、そうした水準を目指すことになるのではないか。
- ・ そのため、各社の経営陣が各社のリスク管理において、その程度か、更にはそれ以上の水準を目指すインセンティブとして、今回の足元の見直しを行うべきではないか。

足元の具体的見直しにおける信頼水準

- ・ 以上の考え方から、現行のファクターベースの規制において、保険リスクは99%以上（ただし、損保の一般保険リスクは90%）、市場関連のリスクについては90%の水準となっている信頼水準について、98～99.5%程度の水準を模索することとなるであろう経済価値ベースの規制に向けた来るべき全般的見直しを念頭に、今般の足元の具体的見直しにおいて、90%（10年に一度）の水準を、どの程度まで引き上げることが適当なのか、また、どの程度まで引き上げることが可能か。

## (1. 参考) 支払能力充実命令発動水準の制度上の比較

### (ソルベンシーII (EU) におけるトリガー)

- ・ **資本充実命令** → SCRリスク量 (信頼水準99.5%) > SCR資本量
- ・ **業務停止命令** → MCRリスク量 (信頼水準90%) > MCR資本量

### (我が国のソルベンシー・マージン比率規制 (早期是正措置) におけるトリガー)

- ・ **業務改善命令** → リスク量 (保険リスク99%超、市場リスク90%) > 資本量
- ・ **資本充実命令** → リスク量 (同上) の2分の1 > 資本量
- ・ **業務停止命令** → 資本量 = 0

## 2. リスク計測方法の具体的な見直しについて

### 予定利率リスクの見直し

- ・ 予定利率リスクについては、解約の見積もりなど技術的に困難な点があるとしても経済価値ベースの取組みを進めるために、簡便な将来キャッシュフローを用いる手法を追求すべきとの意見があった。
- ・ 一方、生命保険会社の場合は、債券以外の資産の構成割合が高いことから、簡便なモデルを前提とすると、リスクの実態を適切に反映できないおそれがあることが指摘され、モデルの有効性の検証に、十分な試行期間を設けるべきとの意見が示された。
- ・ 資産のみならず、負債の面からも金利リスクを評価することは、ALM的な観点から重要であり、このような評価を行っていくことは、各社のリスク管理の促進に寄与することになることから、必要な検討は、早急に行っていくとしても、現行の枠組みでの見直しを行うとすれば、たとえば、計測データを直近の数値で見直すとともに、各社の資産の保有状況に因らず一律で乗じているリスク係数を各社のポートフォリオや資産の状況に応じて見直しを行う方法が考えられるかどうか。

## 価格変動等リスク

- ・ 価格変動等リスクに関しては、直近データに基づくリスク係数の見直しを実施する必要がある。また、国際的な動向に合わせ信頼水準の見直しを行う必要がある。
- ・ データの収集期間は、ボラティリティの偏った時期のみを計測することがないよう長期的な動向を勘案した上で決定することが望ましい。また、外貨建て保険の場合の外国債券のリスク評価などについても反映していくことが適切と考えられるがどうか。
- ・ 分散投資効果を、一律(生命保険の場合30%、損害保険の場合20%)として計算しているのは適切とはいえないことから、全ての価格変動等リスク対象資産の相関を求めた上で、各社の保有ポートフォリオの使用を前提として、相関を計算する方法が提案されている。短期的な対応として、各社の資産構成割合を基に分散投資効果を計算する方法を検討してはどうかとの意見があった。当面、分散投資効果の計算はどのように行っていくか。

## 巨大災害リスク

- ・ 巨大災害リスクは、リスク係数方式での問題点が指摘されており、既に風水災害の場合は、火災保険のリスクの測定には、工学的事故発生モデル等を用いたシミュレーションによるリスク計測の方法が用いられている。地震についても同様にモデルベースでのリスク計測を行ってはどうか。
- ・ ただし、近年、自然災害が急増していることも加味すれば、再現期間を、統一することは必ずしも適切ではない。現時点では現在の既往最大リスクに基づく方法でよいのではないか。ただし、再現期間が異なることから、両者を合計するのではなく、現在のようにどちらか一方として、リスク相当額が大きいリスクを採用する方法でよいのではないか。
- ・ なお、モデルベースでのリスク計測手法の導入に当たってはその際の影響が大きい場合のことを考慮する必要がある。
- ・ 火災保険以外の商品に関しては、現時点ではモデルベースのリスク計測手法ではなく、リスク係数を用いているが、地震に関しては、関東大震災の再現を想定していることから、一都八県に限りリスクを計測しているものもあり、見直しの必要があるのではないか。